

**城北中学校の身だしなみやマナーについての考え方**

「どんな社会生活にも順応できる社会人としてたくましく生きることができる大人に育ててほしい。」と考えています。社会性を身に着けた大人に育てるために、学校生活全般で身だしなみやマナーについて指導を行います。また、保護者（家庭）との協同で生徒の発達段階に応じた指導を行いたいと考えています。

- ① 将来にわたり、いかなる社会生活においても対応できる力を育むことや集団の一員である自覚と責任を育むことを目標にしています。
- ② 学校は学習の場であり、それにふさわしい身だしなみやマナーについて一定の基準を設け、指導を行います。

**1 さわやか城北中生 ～服装・頭髪編～**

- 制服規定 → 生徒指導の考え方のもと、着こなしの基準を設けます。
  - 場、季節、成長に応じた服装をします。
  
- 化粧・装身具 → 中学生らしい清潔感のある身だしなみのため、化粧・装身具は身に着けません。
  
- 髪型 → 学習や運動に支障のない長さや止め方にします。
  - 髪が肩にかかるような場合は結びます。
  - 前髪は、目にかからないようにします。
  - 極端に長さが異なる髪型にしません。
  
- 通学靴 → 白の運動靴
  
- 靴下 → 白色もしくは黒色の無地とします。くるぶしが隠れる長さとしします。
  
- 防寒グッズ → 自転車通学の際は安全のため、マフラーを使用する際は、短くして垂らしません。  
※タイツの色は、黒・ベージュの単色とし、ラメや柄が入っていないものとします。
  
- カバン → □ 通学用かばんは学校指定のものを使用します。

身だしなみが整っていない場合は、その場で正すように指導を行います。極端な乱れや指導後も改善が見られない場合は、ご家庭の協力をいただき改善に向けて指導を行います。

## 2 応援される城北中生 ～校内外の生活編～

安全・安心な学校生活を乱すような行為については厳しく指導を行います。

- |                     |                  |
|---------------------|------------------|
| ① いじめの加害者           | ② 授業妨害・授業エスケープ   |
| ③ 家出および深夜徘徊         | ④ テスト中の不正行為      |
| ⑤ 教職員の指導に対する指導無視や暴言 | ⑥ 著しい、または繰り返しの違反 |

- 校内での生活
- 校内の施設・設備，公共物（机やイス，ロッカー，掃除道具等）を大切にします。
  - 不要物（スマホやゲーム，お菓子，漫画，カッターナイフ等）は持ってきません。
  - 制汗剤や制汗スプレーは，アレルギー等への配慮から使用しません。
- 自転車通学
- 自転車通学申請書を提出した生徒にステッカーを配布し，自転車通学を許可します。
  - 生徒の安全のために，通学かばんは荷台に荷ひもで固定します。また補助のリュックは背負って乗車するようにします。
- 校外での生活
- 佐賀市小中学校生徒指導協議会，城北中学校生徒指導部規定 [長期休業前配布] に準じます。